

改善報告書

大学名称 広島修道大学 (大学評価実施年度 2018 (平成 30))

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

広島修道大学は、大学基準協会による大学評価（認証評価）結果及び提言を真摯に受け止め、改善課題として指摘された事項の改善と内部質保証を中心とする体制の一層の充実に向けて、以下のとおり全学的取り組みを行ってきた。

(1) 全学的な内部質保証体制の再整備

2019 年度に学長室総合企画課を中心に課題の整理を行うとともに、他大学の内部質保証体制のあり方等の調査を行った（資料 1-1）。2020 年度には、統括副学長、大学運営や組織のあり方に精通した教員、及び学長室長からなる「第 3 期認証評価改善報告準備委員会」を設置した。その答申にもとづき、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として「大学運営会議」を位置づけ、また大学の理念・目標と照らし合わせながら各学部・研究科・事務部局における事業活動の進捗や成果について点検・評価を行う組織として「大学自己点検・評価委員会」を、更に、方針・事業計画の策定等内部質保証に関する重要事項の最終議決機関として「大学評議会」を位置づけることを大学運営会議で確認した。これをもとに、2021 年度に内部質保証の方針に係る諸規程の制定及び改正を大学運営会議で審議後、大学評議会において決議した（資料 1-2）。更にそれにもとづき、各学部における自己点検・評価規程の改正を大学運営会議で審議後、大学評議会において決議した（資料 1-3、1-4）。これらの規程等にもとづいて自己点検・評価のスケジュールについても修正し、大学運営会議、大学評議会ですべて全学的に共有した上で、2021 年度中から運用している（資料 1-5、1-6、1-7）。

2022 年度に学長はじめ執行部が新体制に移行したことから、これまでの内部質保証の方針を概ね継承しつつ、前年度までに抽出された課題をふまえて修正した方針を学長が改めて示し、大学評議会にて承認した（資料 1-8、1-9）。また 2021 年度から運用を開始した自己点検・評価のスケジュールを更に精査したものを年度初めに改めて提示し、年度を通じた本格運用を開始している（資料 1-10）。

(2) 学部・研究科の取り組み

2019 年度の大学運営会議及び大学評議会において、大学評価（認証評価）結果の内容と早期改善に向けての取り組みの必要性を報告し（資料 1-1、1-2）、各学部・研究科において改善対応すべき事項について早期に取り組むよう周知した。

これにしたがい、学士課程では、学位授与方針に明示した学習成果の把握や評価を目的に、「卒業研究」「ゼミ」等を必修化し、更にこれらに関するルーブリックを全学部にて作成し、一部の学部では運用を開始している。また大学院では、研究指導の方法、年間スケジュールを『学修の手引き（大学院）』に明記するとともに、学位論文や特定課題研究論文の評価基準等についても再検討して、『学修の手引き（大学院）』において学生に示している。

入学定員に対する入学者数比率が高かった人文学部人間関係学科、及び収容定員に対する在籍学生数比率が高かった法学部国際政治学科では、それぞれの比率を 2022 年度入試結果までに改善した。一方、大学院の定員管理については、研究科ごとに入試制度改革や学生募集広報の強化等を実施してきているものの、これらの取組の効果はまだみられていない。しかしながら、全研究科が連携して学生募集を行うための予算措置を 2022 年度から行っており、2023 年度入試に向けて大学院の学生募集に全学的に力を入れているところである。

<根拠資料>

- 1-1 2019 年度第 1 回自己点検・評価委員会（第三期認証評価における改善課題への検討状況）
- 1-2 第 749 回大学評議会（内部質保証に係る方針及び諸規程の改正等）
- 1-3 第 751 回大学評議会（各学部・研究科自己点検・評価規程の改正）
- 1-4 第 752 回大学評議会（各学部・研究科自己点検・評価規程の改正）
- 1-5 第 753 回大学評議会（2021 年度以降の点検・評価スケジュール）
- 1-6 広島修道大学 内部質保証体制図
- 1-7 広島修道大学 内部質保証に係る PDCA サイクル概念図
- 1-8 第 762 回大学評議会（内部質保証の方針）
- 1-9 本学 WEB サイト 内部質保証の方針 (<https://www.shudo-u.ac.jp/information/principle.html>)
- 1-10 第 763 回大学評議会（2022 年度以降の事業計画に関する点検・評価スケジュール）

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告 なし

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準2 内部質保証
	提言 (全文)	内部質保証の体制について、大学全体の事業計画を「大学運営会議」「大学評議会」において策定し、これにもとづき各学部・研究科の事業計画を作成する仕組みは設けているものの、各学部・研究科の点検・評価結果にもとづく改善・向上に向けた取組みを全学的に推進する責任主体が不明確である。また、「自己点検・評価委員会」は各学部・研究科による自己点検・評価の結果報告を受け、その内容を共有すること等にとどまっているなど、各学部・研究科の点検・評価結果を踏まえた改善・向上に向けた取組みを全学的に推進しているとはいえないことから、これに関わる諸組織の権限・役割分担を明確にし、内部質保証システムを有効に機能させるよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	内部質保証の方針において、全学的な内部質保証を推進する上での計画の策定・実施の責任は「大学評議会」、「大学運営会議」が、点検・評価の責任は「自己点検・評価委員会」が負うと定め公表をしていたが、各学部・研究科の点検・評価結果にもとづく改善・向上に向けた取組みは各学部・研究科が主体となって実施しており、全学的には「自己点検・評価委員会」「事業計画等報告会」での結果の共有等に留まっていた。また、全学的な内部質保証について、推進組織やこれに関わる諸組織の権限・役割などが不明確であった。
大学評価後の改善状況	2020年4月に内部質保証体制の改善に向けた第3期認証評価改善報告準備委員会を立ち上げ検討を行った(資料2-(2)-1-1)。委員会答申をふまえ、改善策①として内部質保証の方針を改正し、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織について、学長を委員長とする「大学運営会議」であることを明確にした(資料1-9)。また、改善策②として内部	

		<p>質保証の推進に関わる「大学運営会議」「大学自己点検・評価委員会」「大学評議会」の組織規程を改正し、各組織の権限・役割分担や手続きを明確にした（資料 2-(2)-1-2～資料 2-(2)-1-4）。更に、改善策③として、内部質保証のための PDCA サイクルが有効に機能できるよう、大学運営会議と各学部・研究科・部局での PDCA の具体的検証ポイントと、点検・評価と事業計画策定に係る手続き及びスケジュールの見直しを行い、点検・評価結果が次年度の事業計画に反映される流れを構築した。（資料 1-10）</p> <p>以上の取り組みにより、指摘のあった点検・評価結果にもとづく改善・向上に向けた取組みの全学的推進の責任主体が不明確であった点、各学部・研究科の点検・評価結果をふまえた改善・向上に向けた取組みの全学的推進が不十分であった点を改善した。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-1-1 第 732 回大学評議会（第 3 期認証評価改善報告準備委員会設置）</p> <p>資料 2-(2)-1-2 広島修道大学大学運営会議規程</p> <p>資料 2-(2)-1-3 広島修道大学自己点検・評価規程</p> <p>資料 2-(2)-1-4 広島修道大学大学評議会規程</p> <p>追加資料 2-(2)-1-5 2021 年度第 39 回大学運営会議（2021 年度広島修道大学事業計画達成状況及び自己点検・評価報告書について（年度末見込み））</p> <p>追加資料 2-(2)-1-6 本学 WEB サイト 2021 年度広島修道大学自己点検・評価報告書 https://www.shudo-u.ac.jp/kouhyou/jigyokeikaku/htpcot0000002fla-att/2021jikotenken.pdf</p> <p>追加資料 2-(2)-1-7 2021 年度第 41 回大学運営会議（2022 年度事業計画（大学部）の策定について）</p> <p>追加資料 2-(2)-1-8 第 760 回大学評議会（2022 年度事業計画（大学部）の策定について）</p> <p>追加資料 2-(2)-1-9 本学 WEB サイト 2022 年度 広島修道大学事業計画 (https://www.shudo-u.ac.jp/kouhyou/jigyokeikaku/htpcot0000002i1d-att/2022keikaku.pdf)</p>
<p><大学基準協会使用欄></p>		

	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	人文科学研究科博士後期課程において、研究指導計画として研究指導の方法及び研究指導のスケジュールを策定しているものの、学生に説明しているスケジュールは博士論文審査に関する事項に偏っていることから、今後はより分かりやすいスケジュールを示すよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	研究科については、すべての研究科・課程において、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを『学修の手引き（大学院）』に掲載し、そのうえで、学生は指導教員と協議を行い、入学後には毎年度5月末までに所定の「年間研究計画書」を提出することとしていた。ただし、人文科学研究科博士後期課程については、これに加えて、学期初めのオリエンテーションでスケジュールを示しているが、その内容が博士論文審査に関することに偏っていた。
	大学評価後の改善状況	2021年度より、在籍年次別に研究遂行に係る学生の手続きについての年間スケジュールを『学修の手引き（大学院）』に明記し、分かりやすく学生に示すことにより、指摘された点を改善した（資料2-(2)-2-1）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-2-1 学修の手引き（大学院 人文科学研究科博士後期課程スケジュール p.93）
<大学基準協会使用欄>		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言（全文）	各研究科修士課程及び博士前期課程において特定の課題についての研究の成果の審査基準を明確にしているものの、そのすべてを文書等によってあらかじめ学生に明示していないため、改善が求められ

		る。
	大学評価時の状況	研究科ごとに「学位論文等に関する細則」を制定し、審査基準や学位授与に係る責任体制を明示していたが、特定の課題についての研究成果の審査基準を文書等によって学生へ明示していなかった。
	大学評価後の改善状況	商学研究科及び経済科学研究科は、学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準を定め、特定課題研究論文についても同様の評価基準を用いることを2020年度から『学修の手引き(大学院)』に明記している(資料2-(2)-3-1、資料2-(2)-3-2)。人文科学研究科は、2020年度より『学修の手引き(大学院)』に特定課題研究論文の審査基準を明記している(資料2-(2)-3-3)。法学研究科は、特定課題研究論文の審査基準を定め、2020年度から『学修の手引き(大学院)』に明記している(資料2-(2)-3-4)。 <p>上記の通り、全学生に配布される『学修の手引き(大学院)』で明示することにより、指摘された点を改善した。</p>
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-3-1 学修の手引き(大学院 商学研究科 博士前期課程 特定課題研究論文審査基準・学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準 p. 39) 資料2-(2)-3-2 学修の手引き(大学院 経済科学研究科 博士前期課程 学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準・特定課題研究論文評価基準 p. 61) 資料2-(2)-3-3 学修の手引き(大学院 人文科学研究科 学位論文(修士・課題研究・博士論文) 審査基準 p. 73~p. 74) 資料2-(2)-3-4 学修の手引き(大学院 法学研究科 修士論文・特定課題研究論文審査基準 p. 128)
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準4 教育課程・学習成果
	提言(全文)	人文学部教育学科を除く各学部及び各研究科において、卒業論文や学位論文の審査等を通じて学習成果の把握に努めているものの、学位授与方針に明示

		した学習成果の把握及び評価が十分に行われていないことから、改善が求められる。
大学評価時の状況		全学的に「高機能 GPA」(素点による GPA) 制度を導入し、この指標を学修ポートフォリオ「学修カルテ (ShuR)」に明示するなどして全学的に学習成果の把握に努めていた。また、人文学部教育学科では学位授与方針に明示した学習成果を把握するため、卒業論文のルーブリック評価を実施していたが、その他の学部・研究科については、卒業論文や学位論文の評価の際に、学位授与方針に明示した学習成果測定が十分に実施されているとは言えなかった。
大学評価後の改善状況		<p>学位授与方針に明示した学習成果の把握及び評価の改善に向けた取り組みの第 1 段階として、各学部において卒業時の学習成果を把握できる科目を必修化し、学位授与方針に明示した能力ごとのルーブリックを作成し、それぞれ学生にわかりやすく明示している (資料 2-(2)-4-1～資料 2-(2)-4-9)。</p> <p>大学院においては、学位授与方針に照らし合わせて修士論文、博士論文の評価基準等を再検討したうえで、学位論文細則の改正や『学修の手引き (大学院)』への記載等を行い、学生に周知している (資料 2-(2)-3-1～資料 2-(2)-3-4、資料 2-(2)-4-10、資料 2-(2)-4-11)。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>改善に向けた取り組みの第 2 段階として、2023 年度より教学部門の管理のための新たなシステムの導入と、2024 年度に全学共通科目を含めたカリキュラム改定とを予定している。その機会に学修者視点に立った学位授与方針に示した学習成果の可視化による把握を行える学修ポートフォリオの全学的な導入や、全学共通科目を含めたカリキュラム (プログラム) ルーブリックの作成を行っていく予定である。</p>
「大学評価後の改善状況」の根拠資料		<p>資料 2-(2)-4-1 商学部「卒業研究」評価ルーブリック (WEB シラバス)</p> <p>資料 2-(2)-4-2 人文学部人間関係学科社会学専攻「卒業研究」ルーブリック (2021 年度第 13 回人文学部教授会)</p> <p>資料 2-(2)-4-3 人文学部英語英文学科「卒業研究」</p>

		<p>ループリック (広島修道大学人文学部英語英文学科卒業研究の手引き抜粋)</p> <p>資料 2-(2)-4-4 法学部法律学科「ゼミ論文」評価ループリック (2021 年度第 14 回法学部教授会)</p> <p>資料 2-(2)-4-5 経済科学部 卒業研究評価基準 (2021 年度第 12 回経済科学部教授会)</p> <p>資料 2-(2)-4-6 人間環境学部「卒業研究」・「卒業論文」評価ループリック (2020 年度第 17 回人間環境学部教授会)</p> <p>資料 2-(2)-4-7 健康科学部心理学科 卒業論文評価ループリック (WEB シラバス)</p> <p>資料 2-(2)-4-8 健康科学部健康栄養学科 卒業論文評価ループリック (2021 年度第 13 回健康科学部教授会)</p> <p>資料 2-(2)-4-9 国際コミュニティ学部国際政治学科・地域行政学科 学習成果の把握・評価に向けたループリック表 (2021 年度第 9 回国際コミュニティ学部教授会)</p> <p>資料 2-(2)-4-10 学修の手引き (大学院 商学研究科 博士後期課程 学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準 p. 33)</p> <p>資料 2-(2)-4-11 学修の手引き (大学院 経済科学研究科 博士後期課程 学位授与の判定基準及び学位論文の評価基準 p. 57)</p> <p>追加資料 2-(2)-4-12 本学 WEB サイト 大学及び学部学科教育方針 (3 つのポリシー)</p> <p>(https://www.shudo-u.ac.jp/information/policy/index.html)</p> <p>追加資料 2-(2)-4-13 学修の手引き (健康科学部心理学科カリキュラムマップ p. 330)</p> <p>追加資料 2-(2)-4-14 健康科学部心理学科卒業論文 WEB シラバス例</p>
＜大学基準協会使用欄＞		
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
5	基準	基準 5 学生の受け入れ

提言 (全文)	<p>過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、人文学部人間関係学科が1.25 と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、法学部国際政治学科で1.25 と高く、商学研究科博士前期課程で0.43、同博士後期課程で0.13、人文科学研究科修士課程・博士前期課程で0.20、同博士後期課程で0.20、法学研究科修士課程で0.40、経済科学研究科博士前期課程で0.13、同博士後期課程で0.17と低いため、学部及び大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。</p>
大学評価時の状況	<p>2016年度から2018年度にかけて、学部・学科の改組・増設に取組み、志願者が増加する中、定められた選抜方法により「入学試験委員会」「大学院入学試験委員会」等の議を経て学長が合格者を決定し、適切に入学者受け入れを実施していた。しかし、一般入試制度の多様化などにより合格発動の予想が困難となり、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率が平均より高い学部・学科があった。また、卒業延期者の増加傾向により収容定員に対する在籍学生数比率が高い学部・学科があった。更に、複数の研究科においては、入学定員の未充足が続き、収容定員に対する在籍学生数比率が低い状態であった。</p>
大学評価後の改善状況	<p>人文学部人間関係学科について、過去の入学者動向を分析し合格発動を慎重に行うことで、2018年度から2022年度の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.04となり改善した(資料2-(2)-5-1)。法学部国際政治学科は2018年度に学生募集を停止し、2018年度に国際コミュニティ学部国際政治学科へ改組した。改組後の学科においては、収容定員に対する在籍学生数比率が1.05と改善した(資料2-(2)-5-1)。</p> <p>大学院においては、大学評価後各研究科が改善に取り組んだ。商学研究科では、2018年度に大学院入試改革検討委員会を立ちあげて検討し、2020年度から新入試制度を実施している(資料2-(2)-5-2、資料2-(2)-5-3)。人文科学研究科では、2018年度に公認心理師養成を目的とする臨床心理学領域を開設し、年々志願者が増加している。法学研究科では、ポスターやリーフレットを作成し学内外での学生募</p>

		<p>集広報を強化し、志願者が少ない国際政治学専攻に 2 つの専修をもうけ、専攻の特色を進学希望者にわかりやすくアピールしている。</p> <p>しかし、2022 年度時点において、各研究科の収容定員充足率は、商学研究科博士前期課程で 0.20、同博士後期課程で 0.07、人文科学研究科修士・博士前期課程で 0.48、同博士後期課程で 0.13、法学研究科修士課程で 0.47、経済科学研究科博士前期課程で 0.09、同博士後期課程で 0.08 となっており、取組の効果はまだみられていない（資料 2-(2)-5-1）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>以上のような状況から、2021 年度には全研究科が連携して学生募集のための予算措置を要求し、2022 年度予算において承認された（資料 2-(2)-5-4、資料 2-(2)-5-5）。本学の予算配分は学部重点化されているため、これまで研究科独自で執行できる予算費目がないという問題があったが、2022 年度予算にその旨が組み込まれ、2023 年度入試に向けて大学院の学生募集について全学的に力を入れている。</p>
	<p>「大学評価後の改善状況」の根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-5-1 「大学基礎データ」表 2</p> <p>資料 2-(2)-5-2 2018 年度第 11 回商学研究科委員会（2020 年度広島修道大学大学院学生募集要項 商学研究科 博士前期課程）</p> <p>資料 2-(2)-5-3 2018 年度第 11 回商学研究科委員会（2020 年度広島修道大学大学院学生募集要項 商学研究科 博士後期課程）</p> <p>資料 2-(2)-5-4 研究科における学生募集のための諸費負担に関するお願い</p> <p>資料 2-(2)-5-5 2021 年度第 7 回予算・建設委員会（2022 年度部局予算の査定案）</p>
	<p>＜大学基準協会使用欄＞</p>	
	<p>検討所見</p>	
	<p>改善状況に関する評定</p>	<p>5 4 3 2 1</p>

